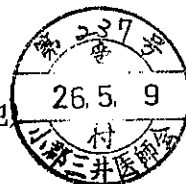


福岡県医発第 429 号 (地
平成 26 年 5 月 9 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

医療・福祉施設防火戸等緊急調査について

さて、今般、本会に事前に相談なく、福岡県建築都市部建築指導課より標記調査を一般社団法人福岡県建築士事務所協会（以下、「同協会」とする。）に委託し実施されていることがわかりました。

本調査は、建築基準法第 12 条に基づく定期報告の対象となる施設以外の施設（北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市に所在の施設を除く。）を対象に、建築基準法の規定により設置されている防火戸や非常用照明、排煙設備などの状況を専門家が無料で調査し、必要に応じて施設の所有者または管理者への助言や相談に応じることを目的に実施されるものです。

現在、貴会管下対象施設より本件に関する問合せ等がなされていることかと存じます。本調査への回答はあくまでも任意であり、回答しないことによる罰則等はございませんが、施設の防火・安全性の確保を検討されている施設は本調査の活用も考えられますので、問合せ等がありましたらその旨ご回答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 会員より本調査に関する質問等がございましたら福岡県建築都市部建築指導課をご案内下さい。
- 2) 同協会発出の通知には、調査票の回答期日が 5 月 10 日（土）とされておりますが、当該期日後の受付も可能となっております。
- 3) 県庁同課に対しては、今後このような調査を実施する場合には、事前に本会に相談いただくよう強く申し入れを行っておりますことを申し添えます。

記

1 調査対象施設・時期・内容

(1) 調査対象施設

建築基準法第 12 条に基づく定期報告の対象となる施設以外（北九州市・福岡市・久留米市・大牟田市に所在の施設は除く）で下記の要件に該当するもの

○地上 2 階以下の病院・有床診療所（以下「病院等」とする。）

○平成 22 年 4 月 1 日以降、新築又は増築の規模が次に掲げる病院等

・地階又は 3 階以上の階に病院等の用途に供する部分を有するもので、かつその用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²を超えるもの

(2) 時期

○平成 26 年 5 月～平成 27 年 2 月頃まで

2 問合せ先

福岡県建築都市部建築指導課企画係（担当者：稲田、秋田）

Tel：092-651-1111（内線：4684, 4679）



別添

平成26年4月10日

医療施設 所有者・管理者 } 様
社会福祉施設 所有者・管理者 }

一般社団法人福岡県建築士事務所協会
会 長 八 島 英 孝

医療・福祉施設防火戸等緊急調査に係る訪問について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて当協会では、福岡県より別紙1調査の委託を受け、会員建築士事務所の建築士が貴施設を訪問し、建築基準法の規定により設置されている防火戸及び非常用照明、排煙設備などの状況を調査し、必要に応じて施設の所有者・管理者様からのご相談に応じる事業を行なうこととなりました。

調査は、平成26年5月から平成27年2月末の間を予定しております。調査に当たっては、同封しております別添様式の調査票に必要事項をご記入いただき、FAX又はE-mailにて5月10日（土）までに返信をお願いします。ご希望の日時に合わせて当協会から事前に連絡し、訪問いたします。なお、調査時間は2時間程度を予定しており、調査を行なう範囲は、参考として別紙2に示しております。

また、調査時に新築や増築などの際に作成された図面や確認申請書等のご準備と立会いをお願いします。

訪問に関する問合せ先

一般社団法人 福岡県建築士事務所協会 担当 小西

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館5階

電 話 092-473-7673 FAX 092-473-7278

E-mail info@f-aa.jp

※管理番号欄は記載不要です。

管 理 番 号

○防火戸等緊急調査 事前調査票

以下の問1から3までにご記入のうえ、一般社団法人福岡県建築士事務所協会へFAX又はE-mailにてご返信下さい。

記載にあたって、ご不明な点がございましたら、一般社団法人福岡県建築士事務所協会にお問合わせ下さい。

なお、記載いただいた内容は、調査の目的以外には利用いたしません。

・問1 施設の所有者、管理者及び施設について、以下の記載をお願いします。

（「施設の主要用途」は該当するものに「レ」を付し、「その他」の用途の場合には括弧内に用途を記載して下さい。）

問1	記入日		平成 年 月 日		報告者			
	建物名称				施設の主要用途		☐ 病院 ☐ 診療所 ☐ 保育所 ☐ 有料老人ホーム ☐ 老人デイサービスセンター（通所介護） ☐ その他（ ）	
	郵便番号		—		建物所在地			
	所有者・管理者	住所						
	※どちらかに○を付けてください	氏名						
電話番号						FAX番号		

・問2 施設の状況について、確認申請書等の書類をご参照のうえ、以下の記載をお願いします。

問2	竣工年月日 ※□については、該当するものに「レ」を付けてください。		昭和・平成 年 月 日		建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無		検査済証 ☐ 有 ☐ 無		
	増築、改築、用途変更等の経過	☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日		建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無		検査済証 ☐ 有 ☐ 無		
		☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日		建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無		検査済証 ☐ 有 ☐ 無		
		☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日		建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無		検査済証 ☐ 有 ☐ 無		
		☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 用途変更	昭和・平成 年 月 日		建築確認済証 ☐ 有 ☐ 無		検査済証 ☐ 有 ☐ 無		
	構造 ※複合の場合は該当する構造すべてに「レ」を付けてください。		☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ 木造 ☐ その他（ ）						
	敷地面積			m ²	建築面積		m ²	延床面積	
	階別概要 ※用途の欄は、問1の「施設の主要用途」を参考にして、「病院、診療所、保育所、有料老人ホームなど」をご記入ください。		※6階以上の階を有する場合には、この様式の写しを取られて追加記載をお願いします。		階 床面積 用途				
		地上5階		m ²					
		地上4階		m ²					
		地上3階		m ²					
		地上2階		m ²					
		地上1階		m ²					
		地下1階		m ²					
		地下2階		m ²					

・問3 調査について、以下の記載をお願いします。

（調査を希望される曜日・時間帯を第1希望、第2希望の記載をお願いします。）

問3	調査希望 曜日・時間帯	第1希望	第2希望
		曜日（午前・午後）	曜日（午前・午後）

※調査当日は、所有者又は管理者等の立会いと、施設の図面や確認申請書等の準備をお願いいたします。

※調査期間は平成26年5月から平成27年2月までを予定しております。調査に伺う際には、事前に一般社団法人福岡県建築士事務所協会から連絡し、調査に伺います。

(公印省略)

26建第90号
平成26年4月10日医療施設 所有者・管理者 }
社会福祉施設 所有者・管理者 } 様福岡県建築都市部建築指導課長
(企画係)

医療・福祉施設防火戸等緊急調査について (依頼)

本県の建築行政につきまして、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年10月11日未明に発生しました福岡市内の診療所の火災で死者10人、負傷者5人の被害者が出ました。また、近年では福祉施設の火災でも多くの方々が亡くなっております。(近年の火災による被害者の状況は以下の表のとおりです。)

昨年の火災事故を踏まえ、今年度、福岡県では、高齢者などの避難弱者が主に利用する施設(病院、診療所、老人ホーム、グループホームなど)を対象に、建築基準法の規定により設置されている防火戸や非常用照明、排煙設備などの状況を調査し、必要に応じて施設の所有者・管理者への助言や相談に応じる事業を行うこととしました。施設の防火・安全性を確保するためにも、貴施設側の費用負担はございませんので、この機会に是非調査をお受けいただきますようお願いいたします。

この事業は、福岡県が「一般社団法人 福岡県建築士事務所協会」に委託し、同協会の専門家が貴施設を訪問し、調査を行うこととしております。調査時に新築や増築などの際に作成された図面や確認申請書等のご準備をお願いします。調査等の詳細については、一般社団法人福岡県建築士事務所協会から連絡いたします。

なお、ご不明な点がございましたら、下記まで問合せください。

○近年の火災による被害状況

発 生 日	場 所	施 設 用 途	被害状況
平成21年3月19日	群馬県渋川市	有料老人ホーム	死 者 10人 負傷者 1人
平成22年3月13日	北海道札幌市	認知症高齢者グループホーム	死 者 7人 負傷者 2人
平成25年2月8日	長崎県長崎市	認知症高齢者グループホーム	死 者 4人 負傷者 8人

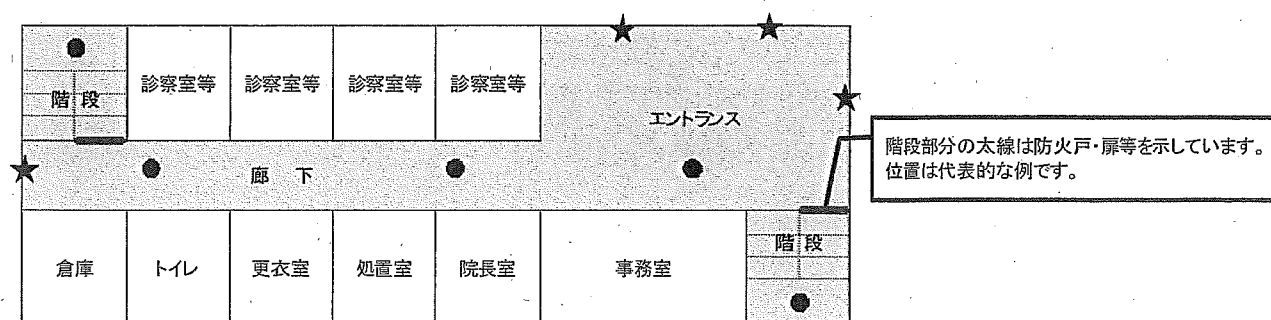
(問合せ先) ;

建築都市部建築指導課企画係 稲田、秋田
TEL:092-651-1111 内線 (4684, 4679)

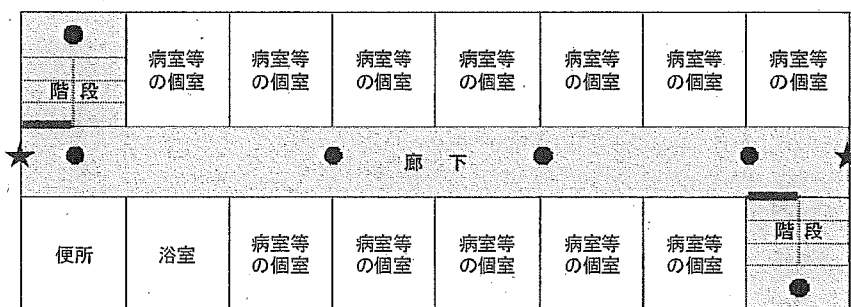
- 「防火戸等緊急調査」で行う調査範囲については、以下の例に示しております着色部分です。

今回の調査は、着色部分にある防火戸・扉、非常用照明装置及び排煙設備と、廊下、階段、エントランス等の避難経路となる部分を行います。

例)



1階 平面図



2階 平面図

調査の範囲は非常時に避難経路となる部分で、廊下、階段、エントランス等です。

● 非常用照明装置を示しています。位置及び個数は概ねのものです。

★ 排煙設備を示しています。位置及び個数は概ねのものです。